

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 錦町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	99.7%
全職員	74.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	96.2%
本庁係長相当職	89.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	86.8%
26～30年	89.6%
21～25年	87.8%
16～20年	84.0%
11～15年	93.1%
6～10年	97.7%
1～5年	94.7%

【説明欄】

- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職区分については、該当する職員がいないため記載なし。
- ・役職段階別の本庁課長相当職区分については、女性職員が不在のため非公表。
- ・勤続年数別の36年以上区分については、女性職員が不在のため非公表。

○その他分析

- ・扶養手当について、男性が受給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は93.5%であった。
- ・住居手当について、契約者となっている男性職員の割合が多く、住居手当の受給者に占める男性の割合は86.7%であった

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。